

令和2年7月31日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る和解申立てについて

1 主旨

区では、区営住宅の家賃滞納者に対して、様々な事情があることを鑑み、督促だけではなく、生活再建を含めた相談の機会を設け、分割納付等に応じている。

本件は、納付折衝の結果、相手方が分割払いを希望し、支払いを開始したため、今後、支払いに不履行が生じたときに備え、住宅の明渡しと使用料等の請求の債務名義を得るために、訴え提起前の和解の申立てを行うものである。

2 経緯

昭和63年 2月 本件住宅に入居。

平成24年 5月 滞納が始まる。(文書、電話、呼出による催告を実施)。

平成27年～ 収入超過の認定を受け、滞納が長期化する。

平成30年 4月 収入報告書未提出のため、近傍同種家賃となる。

8月 収入報告書が提出され、現年分家賃は継続納付されるが、
滞納分の支払いはなされない。

令和 元年 7月 弁護士に対応を委任。

10月 弁護士による面談にて110万円の一括納付と月額32,000円の分割納付を約束する。

令和 2年 3月 110万円が一括納付され、分割納付も開始された。

3 和解申立の内容

申立人 世田谷区

相手方 使用者： [REDACTED]

滞納金額 2,027,810円

申立の趣旨

- (1) 相手方は申立人に対し、滞納金の合計額を和解期日の属する月の翌月から完済まで毎月32,000円ずつ分割して支払う。
- (2) 相手方らが分割金の支払いを2回以上怠った場合、相手方らは当然に期限の利益を失い、残金を直ちに一括して支払う。
- (3) 上記のとおり期限の利益を喪失した場合には、本件建物の使用承認を取り消し申立人は明渡しを請求することができる。申立人が本件建物の明渡しを請求したときは、相手方は申立人に対し、直ちに本件建物を明渡す。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年8月 専決処分

東京簡易裁判所へ訴え提起前の和解申立て

9月 都市整備常任委員会（専決処分の報告）

第3回区議会定例会本会議（専決処分の報告）